

社会福祉法人忠岡町社会福祉協議会 役員等の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人忠岡町社会福祉協議会の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報 酬)

第3条 役員等の報酬は、これを支弁しない。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。